（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条　（略）

2　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三　（略）

四　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定による認定

五　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第三項の規定による認定の取消し

第五十四条の二　自動車の使用者は、第五十二条第二項第四号に掲げる処分に係る自動車を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式の二による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2　自動車の使用者は、第五十二条第二項第五号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

（自動車検査証等の提示の命令）

第五十二条　（略）

2　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき（第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき）は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一～三　（略）

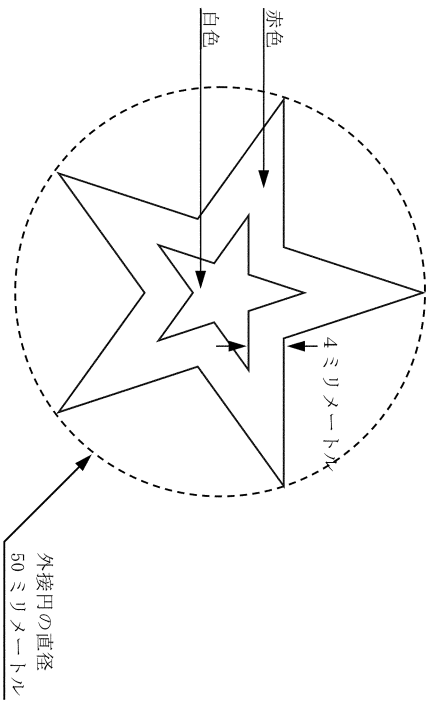
（新設）

（新設）

（新設）

第十九号様式の次に次の様式を加える。

第十九号様式の二（認定を受けた自動車の標識）（第五十四条の二関係）



備　考

形状は正立星型正五角形とすること

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	［略］	［略］	［略］	［略］
青少年教育振興事業費補助金				

改正前

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］